

中米は第1段階合意達成を発表 ～中米貿易摩擦の経緯・影響・見通し

リサーチ&アドバイザリー部
中国調査室

メインピックス 2

中米は第1段階合意達成を発表～中米貿易摩擦の経緯・影響・見通し 2

- ▶ 年の瀬が迫っている中、中国では過去1年間の経済情勢の過去及び来年の施策動向に関する議論が盛んに行われている。2019年12月10日～12日に、中国は来年の経済政策の方針を決める定例の中央経済工作会議を開催したが、その直後、中米は第1段階の合意を達成したという朗報が中米当局両方から発表され、12月15日に控えていた対中追加関税政策の実施も先送りとなった。これを機に、中米貿易摩擦のエスカレートは一旦緩和され、国際市場に漂っていた緊張感も和らぐ傾向になっている。
- ▶ 本稿では、まず中米貿易摩擦の経緯と最新状況を紹介する。次に、短期的・直接的な影響、長期的・間接的な影響という2つの視点から中米貿易摩擦の影響を分析する。短期的・直接的な視点では、追加関税措置の詳細と輸出入に与えた影響を明らかにし、長期的・間接的な視点では、世界各国の経済の動向とこれからのリスクを分析した上で、中米貿易摩擦の中長期的な影響を検討する。

CDI コラム 10

中国企業「解体新書」(9) 作業幫 10

- ▶ 中国経済の持続的な成長やインバウンド需要等を受けて、日本国内でも中国経済に関する報道が随分と増えました。そこで取り上げられる企業も、アリババやテンセントに留まらず、様々な企業が紹介されています。しかし、以前の批判的な風潮からの反動からか、手放しで礼賛するような報道も散見され、かえって実態が見えづらくなっているように見受けられます。そこで、本コーナーでは、日本で紹介され始めている著名中国企業を取り上げ、その実態と将来の展望、日本企業に対する示唆等を述べていきたいと思えます。
- ▶ 第9回は、「作業幫」というアプリで小中高向けのオンライン教育分野を席卷する小船出海教育科技(北京)有限公司をとりあげたいと思えます。

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士 13

BEPS2.0 - BEPS 進行状況にかかわるまとめ- 13

- ▶ BEPS 防 止 措 置 実 施 条 約 (multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS: MLI)の適用を具体的にみる。

三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2020年1月) 16

メインピックス

中米は第1段階合意達成を発表～中米貿易摩擦の経緯・影響・見通し

年の瀬が迫っている中、中国では過去1年間の経済情勢の過去及び来年の施策動向に関する議論が盛んに行われている。2019年12月10日～12日に、中国は来年の経済政策の方針を決める定例の中央経済工作会議を開催したが、その直後、中米は第1段階の合意を達成したという朗報が中米当局両方から発表され、12月15日に控えていた対中追加関税政策の実施も先送りとなった。これを機に、中米貿易摩擦のエスカレートは一旦緩和され、国際市場に漂っていた緊張感も和らぐ傾向になっている。

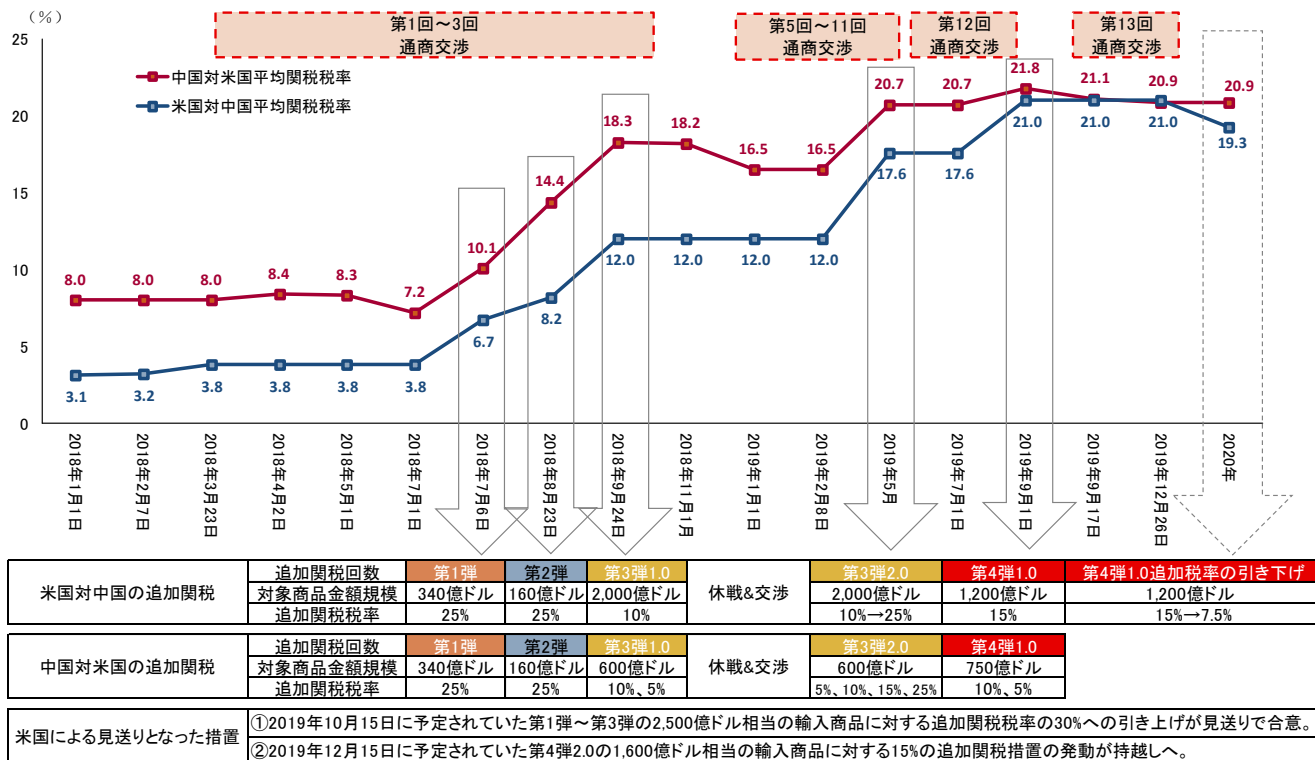
本稿では、まず中米貿易摩擦の経緯と最新状況を紹介する。次に、短期的・直接的な影響、長期的・間接的な影響という2つの視点から中米貿易摩擦の影響を分析する。短期的・直接的な視点では、追加関税措置の詳細と輸出入に与えた影響を明らかにし、長期的・間接的な視点では、世界各国の経済の動向とこれからのリスクを分析した上で、中米貿易摩擦の中長期的な影響を検討する。

I. 中米貿易摩擦の経緯と最新状況

中米貿易摩擦の経緯

中米貿易摩擦は中国経済の先行きを影響する重要なファクターとなっている。2018年3月から11月の「関税合戦のエスカレート」、2018年11月から2019年4月までの「休戦と協議」、2019年5月から2019年11月までの「対戦と協議」が繰り返され、総計13回の通商交渉を行ってきたが、2019年の年末に中米両国はようやく段階的な合意に達した。

【図表1】中米貿易摩擦の経緯



(出所)PIIEより当行中国調査室作成

中米貿易摩擦が始まってから22か月の間、米国は中国からの輸入商品に対して追加関税措置を4回発動し、対象商品の金額規模は順に340億ドル、160億ドル、2,000億ドル、2,800億(1,200億+1600億)ドルとなっ

ている。図表1のように、2018年1月に、米国が中国からの輸入品に対する平均関税税率は3.1%であったが、米中貿易摩擦による追加関税対戦がエスカレートした後、米国の対中国平均関税税率は21.0%まで上昇した。それに対し、中国も4回の追加関税対抗措置を実施したが、中国の対米国平均税率は2018年初頭の8.0%から2019年9月の21.8%まで上昇した。ただし、米国の対中国関税が上昇の一途をたどってきたのに対し、中国の対米国平均関税税率は6回低下したことがあった。その背景には、中国は対抗措置として対米追加関税措置を実施しているのと同時に、対外開放の一環として輸入関税の最恵国待遇税率を段階的に引き下げたことがある。中国は2018年5月・7月・11月、2019年1月・7月において、5回に分けて医薬品、消費財、自動車や工業製品などの最恵国待遇税率を引き下げた。また、2019年9月と12月に、米国からの輸入品の除外措置実行も平均関税の低下に繋がったと見られる。米国も除外品目を公表したが、追加関税対象の規模が大きいと見られるため、除外措置が全体の平均税率に対する引き下げ効果は薄かったと見られる。

実際に、第9回の中米間通商交渉が行われた後の2019年4月13日、米国財務部長は国際フォーラムで記者団に対し、「(当時の)中米間協議で今まで解決できなかった事項が盛り込まれており、7章の文章となっている」と中米間の通商交渉が順調であることをほめかけたが、4月30日～5月1日の第10回交渉に齟齬があったことで、米国は直ちに追加関税第3弾2.0を発動させ、中米間の対戦が再開した結果になった。2019年10月15日の2,500億ドルの追加関税税率の引き上げの発動を前にして2019年10月10～11日の第13回交渉が行われたが、その後、中米は今回の交渉で重要な分野で合意を達したと表明し、中米貿易戦の転換点となった。但し、11月にチリで開催される予定のAPEC会議で中米両国は合意書に調印することが期待されていたが、APEC会議の予想外の取り消しで中米間第1段階の合意に対する不安感が熾りはじめた。

10月15日の状況と同様に、12月15日の大規模な追加関税措置が発動される直前に、中米は第1段階の合意達成を同時に発表した。これによって、米国は第4弾2.0の追加関税を実施せずに済んだのである。2019年12月13日、米国貿易代表弁公室(USTR)が「中米貿易協議の事実リスト」を公開した。中国側は中米通商交渉の進展状況に関する記者会見を開催し、「中国側の中米間第1段階経済貿易協議に関する声明」を発表した。これによって、22か月間続いてきた中米の応酬は一段落して初めての正式な合意文書を締結する見込みとなった。

第1段階の合意文書について中米の声明に関する分析

中米両国の声明によると、第1段階の合意文書は、序言、知的財産権、技術移転、食品・農産物、金融サービス、為替レートと透明性、貿易の拡大、双方の評価と紛争解決、最終条項という9つの章から構成される。興味深いのは、中米両国の声明には、詳細な説明や重点な部分にはいくつか相違点がある(図表2、次ページ)。実際に、2019年5月以来の中米間の応酬では、中国は米国に対して「追加関税措置の全面撤廃」を要求し続けてきた。それに対し、米国は農産物を含む米国製品の輸入規模を拡大するように中国にプレッシャーをかけてきた。第1段階の合意を達成したが、中米声明は「追加関税措置の撤廃」、「米国製品の輸入規模の拡大」といった2つの分野での間で微妙な違いが見て取れる。

➤ 追加関税措置の撤廃

追加関税措置の撤廃に関して、中米の声明における詳細な説明が微妙に異なっている。中国側は前と同じように、「追加関税の更なる撤廃」を強く要求し続けているが、米国側は第4弾1.0(対象規模は1,200億ドル)の追加税率の半減及び第4弾2.0措置の見送りを承諾することに止まっており、追加関税を更に撤廃する意向を示さなかった。米国から見れば、合意に達するための追加関税の撤廃はこれで十分であり、中国側がさらに譲歩をしない限り、米国は追加関税をさらに撤廃する可能性は低いと思われる。

➤ 中国の対米輸入規模の拡大

中国の対米輸入規模の拡大に関して、米国側の声明では、以前から強調してきた農産物分野のほかに、中国にエネルギーやサービスなどの分野の輸入拡大も要求している。一方、中国は医療、先進技術設備や重要な部品といったハイテク製品の輸入拡大も提起している。輸入の金額規模について、米国は「向こう2年間の対米輸入額は2017年に比べて累計で2,000億米ドル増加することを中国側は承諾した」と表明している。

中米貿易摩擦が始まったときから、米国は一貫して 2,000 億ドルの増加を中国に要求してきた¹。米国提起の数値目標に対して中国側は「具体的な内容とデータはのちに発表」「WTO の規則と市場原則を遵守」といったあいまいな返事しか返さなかった。

上述の2つの分野以外に、知的財産権保護に対する中米間の言い方はほぼ一致しているが、米国は技術移転、為替レート、金融市場の開放、双方の評価と紛争解決などの分野で具体的な構造改革の方向を明白に表明したのに対し、中国はこれらの分野における具体的な措置には言及しなかった。中米間の通商交渉では、米国が要求を出してから中国は米国の要求に応える形となっている。このように、中国の受動的な立場に立たされる状況下では、技術移転、為替レートや双方の評価と紛争解決といったデリケートな部分にはあえてコメントを控えている。それに比べ、米国側の声明は強い口調で中国にプレッシャーをかける姿勢を崩さなかった。目下、合意文章の内容に関して各国の法律審査や翻訳の確認といった手続きが行われている。最終的の署名の場所と時間は手続き終了後に公開する予定であるが、正式な署名が済むまでは、市場参加者は気を緩められないだろう。

【図表 2】米中両国政府の第 1 段階合意事項および合意文書に関する発表の概要

項目	中国	米国
序言	同項目の存在のみについて言及。	言及なし。
知的財産権	商業機密の保護、医薬品関係の知的財産権の問題、特許・実用新案・意匠の有効期限の延長、地理的表示、ECプラットフォーム上に存在する海賊版・模倣品、それらの生産と輸出への対策、悪意の商標出願への対策、知的財産権の司法執行及びプロセスの強化。	企業秘密、製薬に関連する知的財産権、地理的表示、商標及び海賊版・模倣品対策。
技術移転	具体的措置については言及なし。	通商法301条の調査により確認された中国の不公平な技術移転の慣行に対する執行力・拘束力を伴う義務。
食品と農産物	中国は合意実施後に、米国から小麦、トウモロコシ、コムを輸入する(輸入は大幅に増加するとしながらも、具体的な輸入規模の言及はなし)。中国の柑橘、生鮮ナツメ、香梨の米国への輸出の解禁について合意した。中国の米国への水産品輸出に関する留置措置などの速やかな解除について積極的な承諾を得た。	貿易における構造的障壁、米国の食品、農水産物の輸出の劇的な拡大。食肉、家禽、水産物、コム、乳製品、粉ミルク、飼料などに係る多数の非関税障壁の問題が解決された。
金融サービス	具体的措置については言及なし。	米国企業に対する金融分野での幅広い投資障壁の撤廃。
為替レートと透明性	具体的措置については言及なし。	為替問題に関する政策及び透明性へのコミットメント。競争的切り下げと為替レートのターゲティングを是正するための高水準のコミットメントを要求することにより、不公正な通貨慣行に対処。
貿易の拡大	国内需要に基づき、エネルギー、各種製品、農産物、医療、金融などの領域で米国の高品質の商品およびサービスの輸入を増やす。貿易協力の拡大は市場化原則及びWTOの規則に基づくことが必要。	中国が今後2年間で米国の製品・サービスの輸入を2,000億ドル相当増やす(2017年の輸入実績が基準)。中国は工業製品、食品、農水産物、エネルギー、サービスといった幅広い分野についてコミットした。
双方の評価と紛争解決	具体的措置については言及なし。	協定の効果的な実施を確保し、当事者が紛争を公正かつ迅速に解決できるようにするための取り決めを定める。合意に関連する紛争に対処するための強力な手順を確立し、各当事者が適切と考える相応の対応措置を取ることを可能にする。
最終条項	同項目の存在のみについて言及。	言及なし。

(出所) ジェトロ「米中第 1 段階合意、両国政府発表に相違点も」より先行中国調査室作成

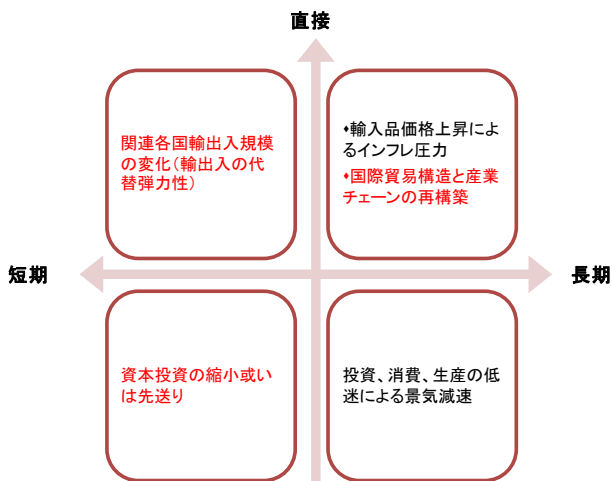
II. 中米貿易摩擦の影響

中米貿易摩擦の影響については、図表 3 が示している様に、直接・間接、短期・長期といった観点でみる。中米貿易摩擦が始まってから、直接的な影響において、関連各国輸出入規模の変化、国際貿易構造と産業チェーンの再構築という傾向が現れ始めている。そして、中米貿易摩擦を懸念して資本投資を減少して、或いは先送りにする企業も見られる。

¹ 2018年5月にWall Street Journalが公表した米国が中国に対する「リクエストリスト」の中で、「中米間貿易赤字を2年間で2,000億ドルを減少する」という条項が盛り込まれていた。

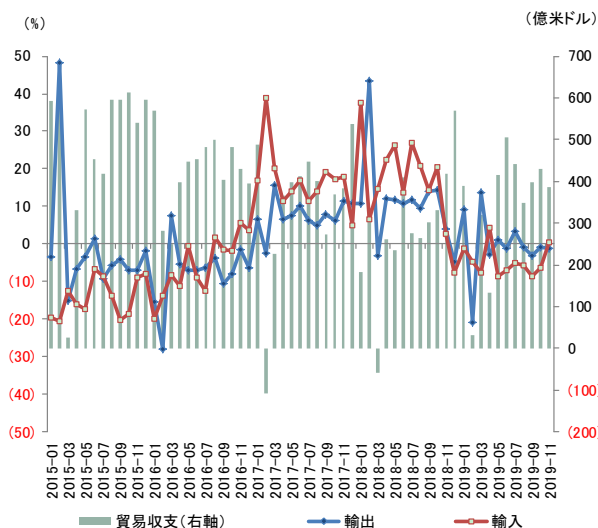
2017年、中国の輸出入規模の増加率は2年ぶりにプラスに転じており、純輸出が中国のGDP成長に対する貢献度は2016年の▲6.8%から9.1%へと上っており、これは2009年以来の最大の貢献度となっている。貿易規模の拡大はGDP成長率を2016年の6.7%から2017年の6.8%へ押し上げた重要な要因と見られた。このように、外需の増加は世界経済の回復につながるのではないかという前向きな見方は多かったが、2018年の貿易摩擦が発生し、中国経済だけではなく、世界経済の回復予測に不安な影が差した。

【図表3】中米貿易摩擦影響のイメージ図



(出所)公開情報より当行中国調査室作成

【図表4】中国貿易取引の動向

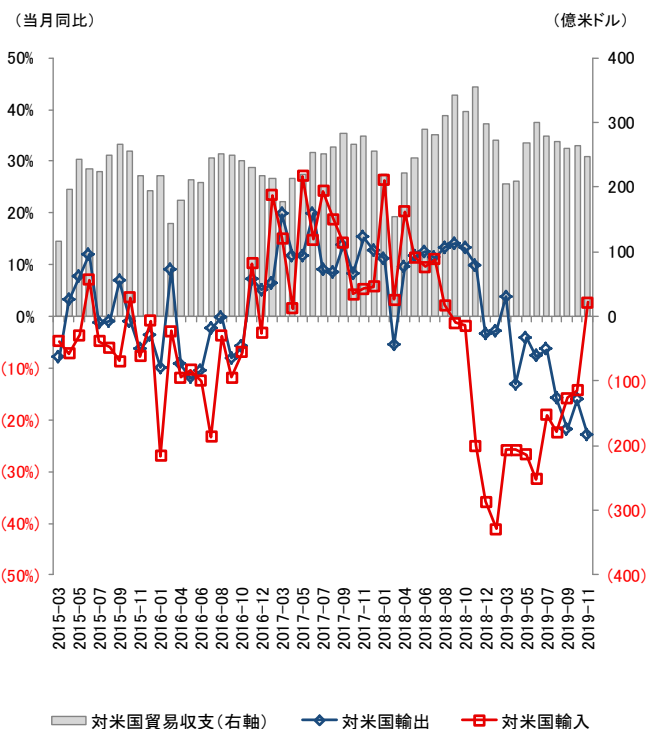


(出所)中国税関総署より当行中国調査室作成

中米間輸出入規模の変化

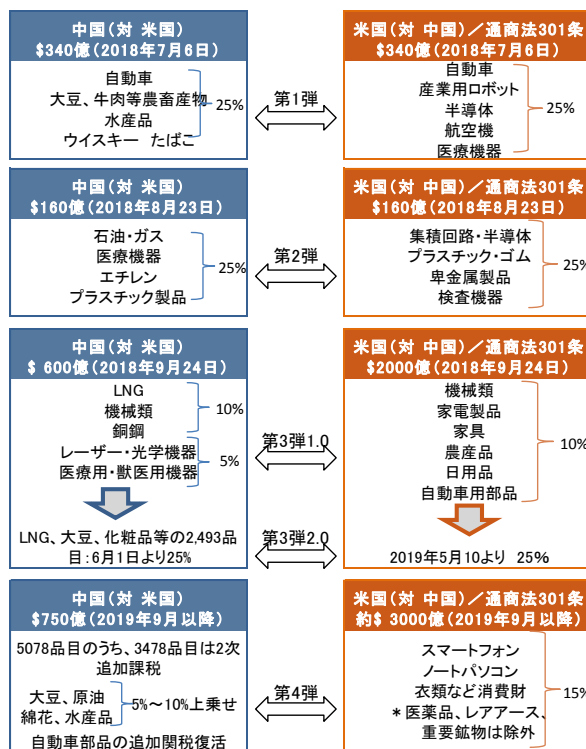
図表5は2015年からの中米間の輸出入の動向を示している。2015年～2016年には、中米貿易額はマイナス成長になっており、2017年になってから、輸出入額の伸び率はともにプラスに転じた。中米貿易摩擦が2018年3月に開始されてから、中国対米輸出も輸入も「駆け込み需要」によって伸び率が一時上昇し、10%以上の伸び率となっていた。対米輸出の「駆け込み」期間は2018年11月までとなったが、対米輸入は8月からすでに低下に転じ、落ち込み幅も輸出を超えている。

【図表5】中米間輸出入の推移



(出所)中国税関総署より当行中国調査室作成

【図表6】中米間「追加関税対戦」の対象品目



(出所)公開情報より当行中国調査室作成

輸出入の動向に差異が出る原因は2つある。1つ目の原因は中米間貿易の規模に差が大きく、追加関税対象の規模が輸入全体に占める割合は中国のほうは米国を大幅に超えている。2017年ベースで計算すると、第1弾～第3弾の対抗措置の発動により、中国対米輸入品の追加関税品目の資金規模が米国からの輸入規模に占める割合は71.5%であるが、一方、米国対中輸入品の追加関税品目の資金規模が中国からの輸入規模に占める割合が50%である。

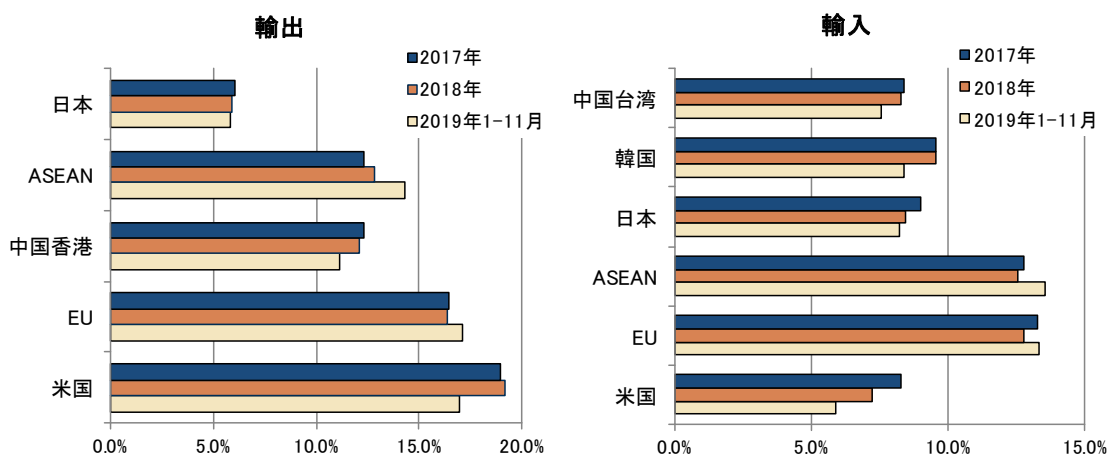
2つ目の原因は、中米が双方に対する輸入依存度は異なっていることである。図表6のように、中国は自動車、大豆、石油・天然ガスを第1弾～第3弾の追加関税の対象に組み入れたが、植物性生産品、車両などの輸送機器、鉱物性生産品は米国からの最大の輸入品目である。輸入企業はサプライチェーンの調整に時間が必要なため、この部分に追加関税を徴収すれば、短期的に輸入に対するダメージが大きい。一方、米国は中国とは反対に、第1弾～第3弾の追加関税の対象品目は中間財・資本財が中心であり、中国に対する輸入依存度の低い分野から選出されている。スマートフォンやパソコンなどの電子製品、家具・玩具、服・靴などの紡績製品など中国に対する輸入依存度の高い品目を回避している。そのため、現段階では、追加関税措置の米国の対中国輸入に与える影響が中国の対抗措置ほど強くないように見える。

国際貿易構造

図表7が示したように、中米貿易摩擦が開始する前に、2017年の統計では、米国、EU、ASEAN 向けの輸出が輸出全体に占める割合はそれぞれ 19.2%、16.4%、12.8%であり、米国は中国の最大の輸出先国であった。2018年には、駆け込み輸出の影響を受けて米国向け輸出の割合が大きな変化が現れていなかったが、2019年に入ってから、中国の対米輸出の割合が17.0%まで縮小した。それに対し、中国の対ASEANと対EU輸出の割合の増加幅は大きかった。米国の縮小幅(▲2.3ポイント)はASEAN・EUも増加幅の合計(+2.1ポイント)に近い。

一方、中国の輸入構造について、米国からの輸入規模の割合が2017年から2019年11月まで、8.3%、7.3%、5.9%と縮小し続けている。2019年1月～11月に、中国台湾、韓国と日本からの輸入額の割合は2018年通年と比べてそれぞれ0.7ポイント、1.2ポイント、0.2ポイント縮小したが、輸入額の割合が拡大したのはASEANとEUであった。

【図表7】中国の輸出入の地域別構造



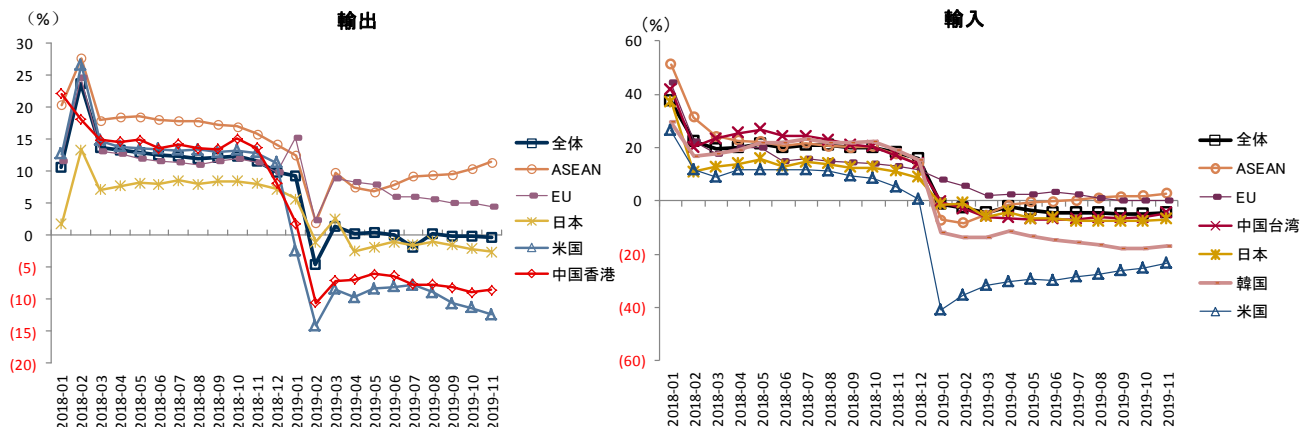
(出所)中国税関総署より当行中国調査室作成

ドル建てで見ると、2019年1~11月、中国対ASEAN輸出金額が輸出全体に占める割合が14.3%であり、前年同期比より1.4ポイント拡大し、累積同期比の増加率は5月から加速し続けており、11月には11.5%に達した。対EU輸出額が輸出全体に占める割合が前年比0.7ポイント拡大の17.1%であり、1~11月の累積同期比の伸び率は4.5%となった。図表7が示しているように、2019年5月以降、中国の対ASEAN輸出の拡大のペースが対EU輸出を超えている。

中国の輸入動向について、2019年以来、米国から輸入の落ち込みが激しかった。米国以外にも、中国台湾、日本、韓国からの輸入額もマイナス増加となっており、韓国から輸入規模の落ち込みはとりわけ激しかった。

2019年1月~11月の輸入額がプラス成長となったのは ASEAN と EU だけであった。

【図表 8】中国の輸出入の国・地域別動向

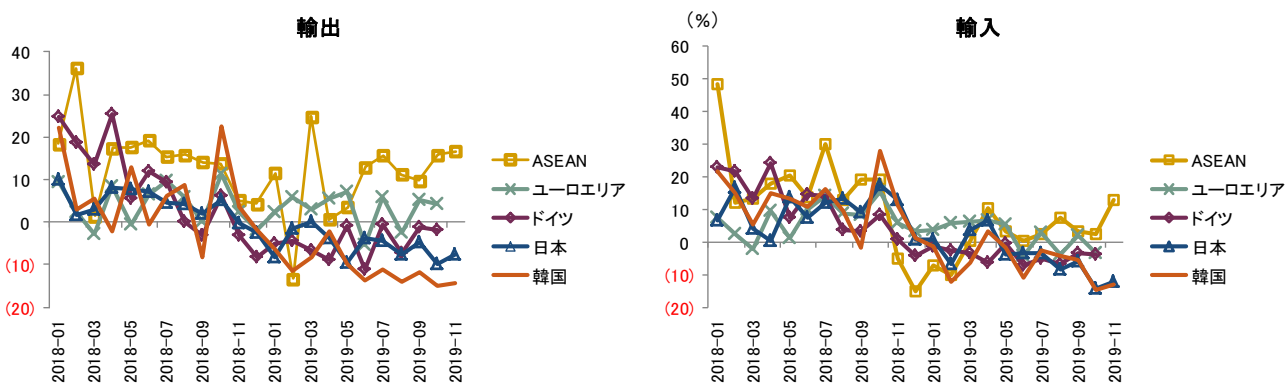


(出所)中国税関総署より当行中国調査室作成

こうしてみると、中米貿易摩擦が始まって2年間未満の間で、中国の輸出と輸入の地域別な構造はすでに変化し始めている。米国との貿易規模が縮小したが、ASEAN と EU は米国の代替市場として中国との貿易取引が加速している。中国当局は12月の定例中央経済工作会议で、2018年と2019年と2年間連続で「輸出市場の多元化を推進」という政策目標を掲げたことも、中米貿易摩擦の長期化に備えるための措置と見られる。

また、米中貿易摩擦によって影響を受けたのは中米両国だけでなく、世界各国をつなげているサプライチェーンを通じて世界各国の対外貿易の構造にも波及していることが分かる(図表9)。中米貿易摩擦は世界各国が中国との貿易額に影響を与えたことに加え、日本、韓国、ドイツの輸出入全体の減速も顕著である。

【図表 9】主要国・地域の輸出入の動向



(出所)各国・各地域の統計より当行中国調査室作成

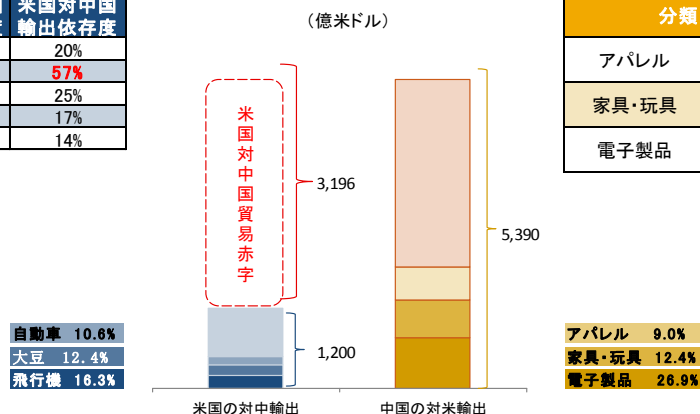
(*)ユーロエリアにおいてもドイツが含まれている。

Ⅲ. 2020年に中米貿易摩擦はどうなる？

前述のように、米国と中国の「関税対戦」においては、米国は5,000億ドル近く相当の品目から課税対象を選択できるのに対し、中国はわずか1,300億ドル相当の「選択肢」しかないため、一見、米国は絶対的な主導権を握っているようである。但し、米国の貿易赤字の50%以上が対中国の貿易赤字であり、靴、玩具、パソコンといった消費財は中国輸入品に対する依存度は90%を超えている(図表10、次ページ)。今回持越しになった第4弾2.0の対象品目リストでは、これらの対中国依存度の高い品目が含まれている。

【図表 10】中米貿易品トップ 3(2017年構成比、%)

分類	中国対米国 輸入依存度	米国対中国 輸出依存度
自動車	26%	20%
大豆	35%	57%
飛行機	62%	25%
綿	45%	17%
集積回路	3%	14%



分類	米国対中国 輸入依存度	中国対米国輸 出依存度
アパレル	66%	33%
靴	91%	
家具・玩具	47%	22%
家具	93%	
玩具	80%	
電子製品	93%	46%
携帯電話		
PC		

(出所)中国税関総署より当行中国調査室作成

もし12月15までに第1段階の合意は達成せずに第4弾2.0の追加関税措置が計画通りに発動されるとすれば、米国の消費者に直接に負担をかけ、輸入品価格上昇によるインフレ圧力が高まりかねない。米次期大統領選の予備選挙が2020年3月に控えており、トランプ大統領はこの時期に輸入品の値上げで消費者の機嫌を損ねてしまい、支持率が確保できないことを回避した。また、第1段階の合意が達成できたのは、第4弾2.0の追加関税措置を一旦停止させ、追加関税のエスカレートによる経済損失の拡大に歯止めをかけるための一策だと見られる。12月30日に、米国側ナバロ大統領補佐官は「第1段階合意は来週あたりに署名するだろう」と発言している。ただし、中国側は合意委署名の詳細期日についてコメントせずに行っている。合意達成について、米中間の意思が微妙に異なっていることが垣間見える。

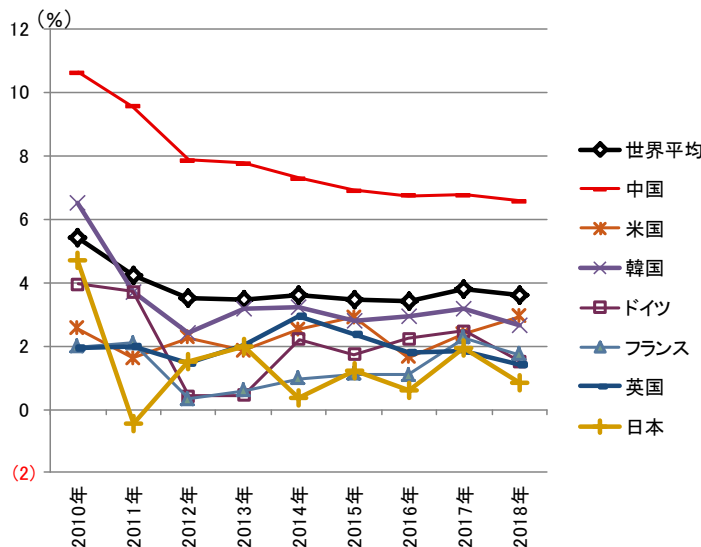
2018年3月に発表されたOECDの経済予測では、2018年、2019年の経済予測をそれぞれ3.9%、3.7%にしていながらも、貿易戦のリスクに警戒すべきだと強調していた。OECDが2019年9月に、世界GDP成長率の予測を2019年3月の3.2%から2.9%へ下方修正し、2009年以来の最低値となった。2019年10月、IMFは2019年の世界経済成長率が3.0%と予測し、7月の予測値から0.2ポイント下方修正した。IMFは世界経済減速の原因として、製造業活動と世界貿易悪化を取り上げ、関税税率の引き上げと持続的な貿易不確実性は投資と資本財需要に対する下押し圧力を高めている。また、IMFは中米貿易摩擦が2020年までに、世界のGDP成長を0.8%減速させるという推計を出した。

【図表 11】GDP 成長率の予測

国別	OECD(9月予測)		IMF(10月予測)	
	2019年	2020年	2019年	2020年
世界平均	2.9%	3.0%	3.0%	3.4%
ドイツ	0.5%	0.6%	0.5%	1.2%
フランス	1.3%	1.2%	1.2%	1.3%
イタリア	0.0%	0.4%	0.0%	0.5%
英国	1.0%	0.9%	1.2%	1.4%
米国	2.4%	2.0%	2.4%	2.1%
日本	1.0%	0.6%	0.9%	0.5%
中国	6.1%	5.7%	6.1%	5.8%
インド	5.9%	6.3%	6.1%	7.0%
世界銀行(10月予測)		中国社会科学院(12月予測)		
国別	2019年	2020年	2019年	2020年
世界平均	2.5%	2.5%	3.0%	2.9%
ユーロエリア	1.1%	1.1%		
米国	2.3%	1.6%		
中国	6.1%	5.9%		
インド	7.5%	7.5%	6.1%	6.0%

(出所)OECD、IMF、世界銀行より当行中国調査室作成

【図表 12】GDP 成長率の推移



(出所)IMF、中国統計局より当行中国調査室作成

2020 年、英国の EU 離脱、米国の大統領選挙が実施される予定となっており、東アジア地域の経済連携 (RCEP) の交渉も 4 年目に差し掛かっている。国際情勢の複雑化による地政学リスクが世界経済成長に不確実性をもたらす最大な要素の 1 つになる。中国は「十三・五計画」期間の最終年を迎えて「安定化」を最重視する施策方向を打ち出したが、中米貿易摩擦は依然として中国経済の安定的な発展に対する大きな不確定要素となっている。

MUFG バンク(中国) リサーチ&アドバイザリー部
中国調査室 于瑛琪

CDI コラム

中国企業「解体新書」(9) 作業幫

中国経済の持続的な成長やインバウンド需要等を受けて、日本国内でも中国経済に関する報道が随分と増えました。そこで取り上げられる企業も、アリババやテンセントに留まらず、様々な企業が紹介されています。しかし、以前の批判的な風潮からの反動からか、手放しで礼賛するような報道も散見され、かえって実態が見えづらくなっているように見受けられます。そこで、本コーナーでは、日本で紹介され始めている著名中国企業を取り上げ、その実態と将来の展望、日本企業に対する示唆等を述べていきたいと思ひます。

第9回は、「作業幫」というアプリで小中高向けのオンライン教育分野を席卷する小船出海教育科技(北京)有限公司をとりあげたいと思ひます。

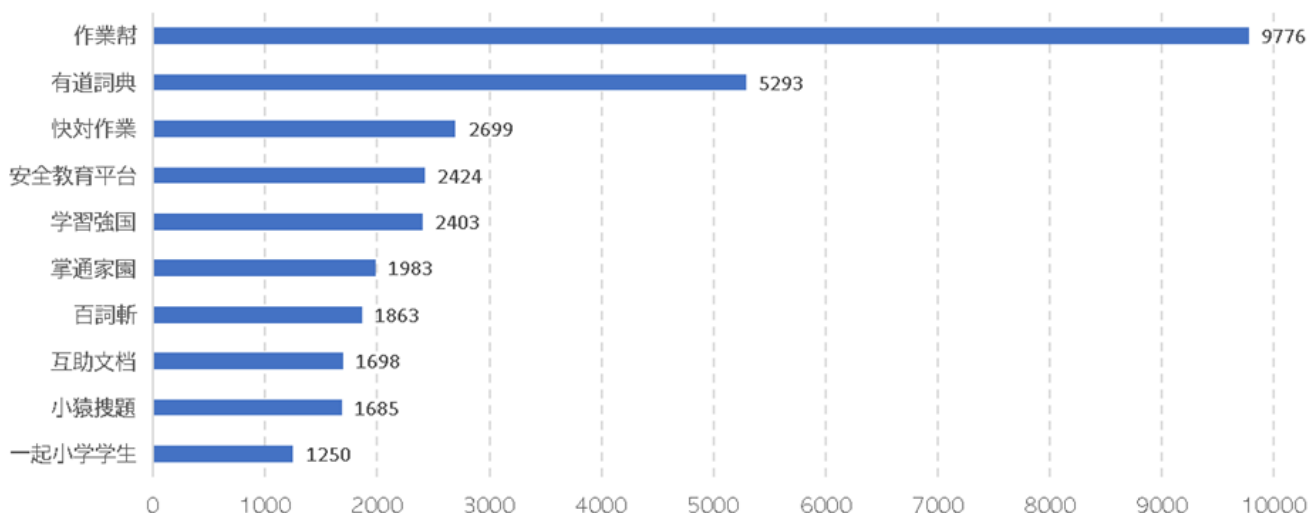
I. K12 教育分野でロケットのように成長する「作業幫」

そもそも「作業幫」というアプリは何でしょうか。「作業」とは中国語で、宿題という意味です。幫は、助けるという意味で、「宿題の助っ人アプリ」というような意味合いを持っています。現在、中国で最大のK12ユーザーのオンラインプラットフォームであり、累積で、4億をおえるアクティブユーザーを擁し、APPSTOREのK12教育分野では、長年にわたり1位の座を守り続けています。(K12とは、幼稚園=kindergartenのKと、その後続く小学6年、初中3年、高中3年の計12年を指します。)

次の表は、教育関連アプリの端末接続数ですが、2019年6月では、作業幫が、9776万台と、2番目の有道詞典の2倍近くを記録しています。

mUserTracker 2019年6月 中国オンライン教育アプリ接続端末台数トップ10

(単位:万台)



出所: iResearch Inc.

当社のオフィシャルサイトには、「先を行く教育テクノロジー企業」で、オンライン学習なら作業幫を使おう!というメッセージと共に、月間アクティブユーザー数 1.2億人+、練習問題数量1.8億問+、問題検索市場シェア70%以上とあります。事実、中国すべてのアプリのアクティブユーザーランキング100位に唯一教育分野で

ランクインするアプリです。

口出資者

時期	シリーズ	融資額	出資者
2015.09	A	未公開	紅杉資本中国, 君聯資本
2016.09	B	6000 万米ドル	紀源資本GGV, 襄禾資本, 紅杉資本中国, 君聯資本
2017.08	C	1.5 億米ドル	H Capital, Tiger老虎基金(中国), 襄禾資本, 紀源資本GGV, 君聯資本, 紅杉資本中国
2018.07	D	3.5 億米ドル	Coatue Management, ゴールドマンサックス
2018.10	E	5 億米ドル	ソフトバンクチャイナ

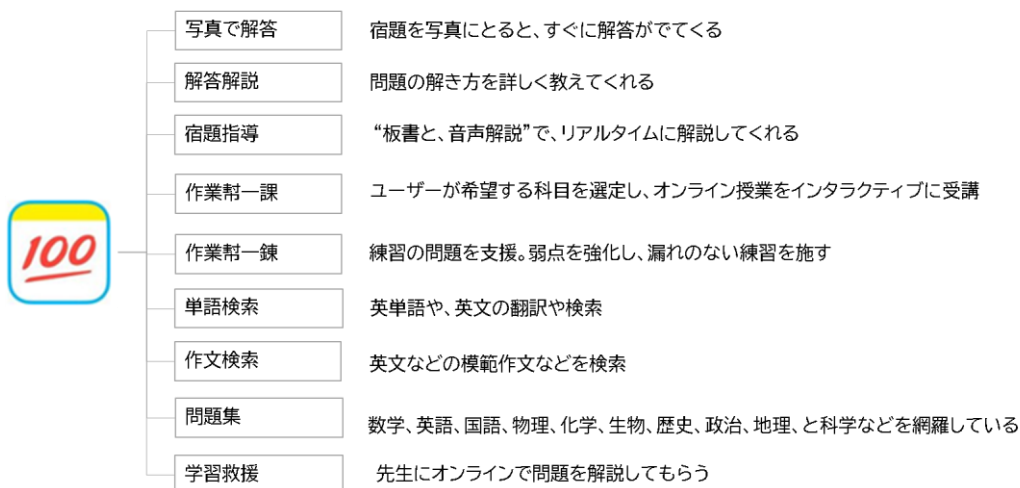
出所) 新聞報道

企業優位性の核心価値ともいえる機能は、難問を写真に撮ると、わずかな時間で解答を示すことができ、学習効率を高速で高めることができ、また、有名な講師が、オンラインで指導するため、家を出なくても効率よい学習が可能だという点だとしています。

当社には、現在700人の専属教員がおり、約5000人の専属の学習補導員がいます。こうした教師は、教育現場から応募してくる人や、それ以外から応募してくる人がいますが、1/3は、大学の新卒者で、独自に教育研修を施し育成された教師陣です。

テクノロジー企業でもある当社は、OCR(光学的文字認識技術)と検索の核心技術特許を多く申請しており、AI技術を用いた図形識別技術など分野で先端技術を有しているとしています。すでに1000人以上のネット関連のエンジニアを有し、研究開発に余念がありません。また、それ以外に、200人のUIエンジニアを有しています。そのうち半分は、挿絵のデザイナーです。学習に必要なわかりやすい図や、挿絵を作成するのも非常に重要な業務で、毎年2000万冊以上の紙媒体の学習用の冊子を利用者にとどけています。

【作業幫の機能】



出所: 百度百科等

II. 潤沢な資金調達で拡大するオンライン教育企業

2015年に紅杉資本(セコイアキャピタル)がシリーズAの融資をしています。このセコイアキャピタルは、アメリカを代表するベンチャーキャピタルで、アップルや、グーグル、インスタグラムなどに当初から投資をしてきました。君聯資本(レジェンドキャピタル)は、もとの名を、聯想資本といい、名前からもわかる通り Lenovo で有名

な联想グループの投資会社です。シリーズ B では、さらに紀源資本 GGV、襄禾資本も加わります。紀源資本 GGV は、小紅書 (Red Book) や、HelloBike にも投資している VC です。

直近では、シリーズ E として、2018 年にソフトバンクも 5 億ドルの融資をしています。こうして設立当初から比較的潤沢な資金を得ながら順調に成長をしてきたと言えます。

この数年、ベンチャー投資が低迷するなか、K12 分野への投資は、非常に活発で、2018 年の統計 ((易観国際) では、K12 分野への融資は、29 件に上り、総額で 118 億元 (約 1800 億円) にもなります。多くの企業が、1 億米ドル以上の融資を得ており、なかでも作業幫の 3.5 億米ドルは、教育分野において、当時としては最大のものでした。宿題対策ツール系はとりわけ人気が高く、作業幫にくわえ、同類の「一起作業」、「作業盒」となどを含めると、合わせて 7 億米ドルもの資金をえたこととなります。

Ⅲ. 創始者の夢の実現に向かう作業幫

作業幫の小船出海教育科技(北京)有限公司は、今後どう成長するのでしょうか？

中国教育分野で生まれた英語流利説 (LAIX.N)、跟誰学 (GSX.N) などいくつかの企業は、米国ナスダックなどでの上場を果たしています。小船出海教育科技(北京)有限公司も上場も後に続くことになると思われませんが、創始者の侯建彬は、それを否定しています。彼らは、むしろ現在は、K12 向けの商品とサービスの拡充、品質の向上に注力すべきで少なくともこの 1, 2 年には、上場はしないとしています。

彼は、これまで 2 つの大きな戦いを経てきたと考えています。一つは、技術力を用いてネット上での流量を引き上げる戦いです。これについては、この 2 年の間に、勝利を収めたと考えています。もう一つの戦いは、中国の K12 オンライン教育プログラムでの戦いですが、こちらは持久戦だと考えています。より長期的に、忍耐を以て勝ち取るもので、短期的に無理をしたとしても勝利には結びつかないという覚悟のようです。

現在、中国には、1.8 億の小中学生がおり、そのうち 73% の子供たちは、必ずしも教育環境の良いとは言えない 3 級から 6 級都市にいます。創始者の侯建彬氏自身も、河北省衡水という小さな街から北京大学に入学しました。その彼は、「勉強は運命を変えます、とりわけ辺境にいる子供たちの。彼らこそより質の高い教育資源に接する必要がある、そうすることで運命を変えるチャンスもより大きくなるのです。」と考えています。こうした彼の創設した会社が、テクノロジーと資本と、良質の教育サービスを通じて、今後どれほど多くの子供たちの運命をかえることになるのか、今後も目が離せません。

(筆者 仁田脇)

コーポレートディレクション 上海オフィス

コーポレートディレクション (CDI) は、1986 年に米系大手コンサルティングファームである BCG 東京オフィスから 10 名が独立して設立した、日本初の独立系戦略コンサルティングファーム。2008 年の上海オフィス設立を皮切りに、現在ではアジア 5 箇所に現地拠点を有する。

上海オフィスでは、主に日本企業の中国参入戦略立案、戦略再構築、及び実行に伴う組織業務改革、中国企業との提携支援等を提供。一方で、中国企業をクライアントとした日系企業との提携支援も提供している。

プロフェッショナル解説(税務会計) MAZARS/望月会計士

BEPS2.0 - BEPS 進行状況にかかわるまとめ-

BEPS 防 止 措 置 実 施 条 約 (multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS: MLI) の適用を具体的にみでみる。

MLI の概要

日本においては、BEPS 防止措置実施条約 (multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS: MLI) が2019年1月1日から発効している。

これは、日本が2018年9月26日にMLIにかかわる受諾書を寄託したことにより、寄託した日に開始する3か月の期間が満了する日の属する月の翌月の初日より発効するものとして、2019年1月1日に発効したものである。

また、日本が本条約の適用対象として選択している租税条約の相手国・地域は以下の39か国・地域となる。

1. 我が国が本条約の適用対象として選択している我が国の租税条約の相手国・地域 (39か国・地域)

<u>アイルランド</u>	<u>アラブ首長国連邦</u>	<u>イスラエル</u>	イタリア	<u>インド</u>
インドネシア	<u>ウクライナ</u>	<u>英国</u>	エジプト	<u>オーストラリア</u>
<u>オランダ</u>	カザフスタン	<u>カナダ</u>	韓国	クウェート
サウジアラビア	<u>シンガポール</u>	<u>スウェーデン</u>	<u>スロバキア</u>	チェコ
中国	ドイツ	トルコ	<u>ニュージーランド</u>	<u>ノルウェー</u>
パキスタン	ハンガリー	フィジー	<u>フィンランド</u>	<u>フランス</u>
ブルガリア	<u>ポーランド</u>	ポルトガル	香港	マレーシア
南アフリカ	メキシコ	<u>ルクセンブルク</u>	ルーマニア	

(注) 下線は、本条約の批准書等を寄託した国 (18か国、2019年9月30日現在) を示す。

BEPS 対応における MLI の役割

BEPSとは日本語で「税源浸食と利益移転」と表現されるもので、これまでの2国間租税条約や狭義の移転価格税制を基礎とした国際税務の枠組みでは対応しきれなくなった新たな国際的課税回避スキームへの対応することを目的とした国際的な取組みであり、G20及びOECDといった国際組織を中心とした枠組みが形成

されている。

一方で、そもそも税制はそれぞれの国家または地域固有の主権に基づき法律により適用がなされるものであり、国内法またはこれに優先する国際条約を修正しなければ、具体的な執行を行うことはできない。

従って、BEPS においても、決して、租税条約が無くなるというものではなく、これまでの内容が修正や補足されることにより、初めてその目的が達成されるものといえる。

しかしながら、これらの調整を 2 国間租税条約の枠組みだけでその対応を行おうとしても、これまでに締結されてきた 3,000 に上るといわれる各国の租税条約を一つずつ改正するには途方もない時間を要するものとなる。

そこで、BEPS 対応に関連して従来の 2 国間租税条約の改正が必要となる箇所が含まれた多国間協定として、**BEPS 防止措置置実施条約 (multilateral-convention-to-implement-tax-treaty-related-measures-to-prevent-BEPS: MLI)** が策定及び締結されることとなり、これが BEPS 行動計画 15 としてまとめられている。

つまり、多国間協定は二国間条約を終了させるものではなく、BEPS に関して多国間協定と二国間条約の同様かつ統合された条項が適用されることを目的とするものである。

また、このことは同時に、現時点においては、多国間協定により修正される二国間条約の内容は一部に過ぎず、大部分はそのままの形で残ることを意味する。

MLI の構造

このような性質から、MLI においては、他の多くの多国間協定におけると同様に、**compatible clause (or conflict clause)** を設けることにより、多国間協定と二国間条約の関係性を規定することになっている。

ここでは、主に以下のような観点から、適用関係が示されるものとなっている。

まず、双方の国における適用の関係、すなわち、双方が同様の適用選択を行っている限りにおいて適用がなされる。次に、既存の条約における記述の有無またはその内容と適用の関係、すなわち、既存の条約の記述内容によって適用関係が変化すること。さらには、多国間協定と既存の二国間条約の適合性と適用の関係、すなわち、双方において相反する規定を有する場合に限り適用があること、といったように、極めて複雑な適用関係となっている。

また、各国の状況の相違を反映するために、一定の留保が認められるとともに、客観的な条件が定められている。

従って、MLI の効力がその条約について具体的にどのように適用されるかについては、上述のような日本における MLI 適用対象国の選択だけをみることではならず、相手国を含む、二国間条約の両締約国がともに、その条約を MLI の対象とすることを選択しており、かつ、各国の条項選択及び留保の状況を把握し、その上で、そもそもの条文の内容を踏まえて、判断を行う必要があることを意味する。

また、多国間協定の適用にかかわる明確性と透明性を高めることを目的として、条項が置き換えられるまたは修正される際には、それらの置き換わることとなる条文について最大限の努力を払い認識するとともにこれらを多国間協定の寄託者に通告するものとされている。

ここで、寄託者とは、多国間協定において重要な役割を果たす者であり、協定、通知、伝達の受領及び保持を行う管理監督に責任を持ち、さらに、条約に関して条約に参加する資格を有する参加者または国に対して条項、通知、伝達を知らしめる役割に責任を有する者である。多国間協定においては、一般に、ヨーロッパカウンスル事務総長や国連事務総長が寄託者の役割を担っており、MLI については、経済協力開発機

構事務総長が寄託者となる。

ここでは、透明性を高め、利害関係者に必要な情報を与えるため、MLI の正文は英語及びフランス語とされているものの、同時に公式の多言語翻訳文が用意されるものとなっており、さらに、MLI により修正が加えられることになる二国間条約については、それらの適用関係を二国間条約上に反映した統合版租税条約が公表されるものとされている。

今回は具体的にアイルランドを例にとって MLI による統合版租税条約がどのようなものであるのかを見てみる。

以上

当資料は情報提供のみを目的として、当行はその正確性を保証するものではありません。また当該機関との取引等、何らかの行動を当行が勧誘するものではありません。

望月一央(公認会計士) MAZARS JAPAN/CHINA パートナー

東京公認会計士協会租税委員会委員

IBFD Japan Chapter Author(Transfer Pricing, Investment Funds)

MAZARS は、世界数十カ国、数万人のスタッフを有する、監査、会計、税務およびアドバイザリーサービスに特化したワンファーム型の国際会計事務所です。このたび、中国拠点・スタッフを増大した新体制により、日本企業にとってもますます重要となる中国企業関連分野での、最先端の業務を提供させていただきます。また、中国以外にもインド、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、ミャンマーなどのアジア地域におけるワンファームならではの緊密な連携により、複合的なサービスを提供させていただきます。



三菱 UFJ 銀行の中国調査レポート(2020年1月)

- ニュースフォーカス No.16 2019
2019 深圳市前海地区 大湾区構想における香港・マカオに対する優遇策 12 項目を発表
http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1073_ext_02_0.pdf
業務開発室

- ニュースフォーカス No.17 2019
2019 中国(広東) 自由貿易試験区広州南沙新区、珠海横琴新区外貨管理改革試行の更なる推進
http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1074_ext_02_0.pdf
業務開発室

- MUFG BK CHINA WEEKLY 2019/12/25
中央経済工作会議：2020年の経済運営方針を決定
http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1080_ext_02_0.pdf
国際業務部

- MUFG BK 中国月報 第167号(2020年1月)
中国を「再定義」する
http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1077_ext_02_0.pdf
国際業務部

- 経済マンスリー (2019年12月)
対米通商摩擦が続くなか、政府の経済政策運営方針は長期安定を意識
http://rmb.bk.mufg.jp/files/topics/1079_ext_02_0.pdf
国際業務部

本報告書は、情報提供のみを目的として、MUFG バンク(中国) 有限公司(以下「当行」)が作成したものであり、その使用又は配布が法律や法規への違反に該当するあらゆる管轄又は国における個人又は組織への使用又は配布を意図したものではありません。本報告書をお客様に公表する前に、当行及び/又は当行関係者/組織は、本報告書に含まれる情報を利用、又はそれに基づいて行動することができます。

本報告書に記載されている情報及び意見のいずれも、預金、証券、先物、オプション、又はその他の金融商品若しくは投資商品の購入若しくは売却の申出、勧誘、アドバイス若しくは推奨をするものではなく、またそのように解釈されるものでもありません。

本報告書は、情報提供のみを目的として作成されており、特定の受領者の具体的な需要、財務状況、又は投資目的への対応を意図するものではありません。

本報告書は、信頼しうるとみなされる情報源から入手した情報に基づいて作成したのですが、正確性を保証するものではなく、受領者自身の判断に代わるものとみなされるべきではありません。受領者においては、適切に、独立した専門的、法律、財務、税務、投資、又はその他のアドバイスを別途取得する必要があります。

本報告書は、アナリスト自身の見解に基づいているため、当行の公式な見解を示すものではありません。本報告書に含まれる全ての見解(あらゆる声明及び予測を含む)は、通知なしに変更される可能性があり、その正確性は保証いたしかねます。本報告書は、不完全又は要約の場合もあり、本報告書に言及される組織に関する重要な情報を全て網羅していない可能性もあります。当行(含む本店、支店)及び関連会社のいずれも、本報告書を更新する義務を負いません。

過去の実績は将来の業績を保証するものではありません。本報告書において言及されるいかなる商品の業績予測も、必ずしも将来実現する又は実現しうる業績を示すものではありません。

当行及び/又はその取締役、役員並びに従業員は、当該取引への関与に当たり、随時、本報告書に言及された関連証券又は関連金融商品において、利益を有すること及び/又は引受を承諾すること、及び/又は当該証券若しくは関連金融商品を保留若しくは保有することがあります。さらに、当行は、本報告書に言及されたいずれかの会社と関係を有する(例えば関連会社、戦略パートナー等)こと、若しくは有していたこと、又はコーポレート・ファイナンス若しくはその他のサービスを提供すること、若しくは提供していたことの可能性もあります。

本報告書に含まれる情報は当行が信頼しうると判断した情報源から入手したものでありますが、当行は、その適切性、適時性、適合性、完全性又は正確性について、いかなる表明又は保証をするものではなく、一切の責任又は義務も負いません。したがって、本報告書に記載されている評価、意見、見積り、予測、格付け若しくはリスク評価は、当行による表明及び/又は保証に依拠するものではありません。当行(含む本店、支店)及び関連会社並びに情報提供者は、本報告書の全部又は一部の使用に起因するいかなる直接的、間接的及び/又は結果的な損失若しくは損害について、いかなる責任も負いません。

当行は、本報告書の著作権を保有しており、当行の書面による同意なしに本報告書の一部又は全部を複製又は再配布することは禁止されています。当行(含む本店、支店)又は関連会社は、当該複製又は再配布によって生じる、いかなる第三者に対する責任も一切負いません。

MUFG バンク(中国) 有限公司 中国投資銀行部 中国調査室

北京市朝陽区東三環北路5号北京發展大厦4階 照会先:石洪 TEL 010-6590-8888ext. 214